

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年6月3日

石巻市監査委員 山崎 武 敏

石巻市監査委員 矢川 昌 宏

石巻市監査委員 伊藤 啓 二

- 1 監査対象部課等 建設部
建設総務課、港湾対策室、都市計画課、道路課（施設維持事務
所含む。）、建築課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課
- 2 監 査 期 間 平成20年4月8日から同年6月3日まで
- 3 監 査 対 象 範 囲 平成19年度一般事務及び財務に関する事務の執行
（平成20年2月29日現在）
ただし、必要がある場合は、過年度に遡及するものとした。
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成19年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について
事務処理状況を試査したところ、都市計画課の一部の事務処理に
おいて別紙の指摘事項があった。
なお、その他の監査対象課等については、特に指摘事項は認められ
なかった。

指 摘 事 項 調 書

監査対象部・課(かい)名：建設部 都市計画課

指 摘 事 項 の 内 容

行政財産目的外使用料の算定誤りについて

行政財産目的外使用に係る使用料については、行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例第2条第1号の規定により、不動産については年額とし、使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、当該不動産の使用料の年額を使用期間に応じ、月割り又は日割りで計算した額とすることとされている。

しかし、建設部都市計画課では、平成18年度の5か月間及び平成19年度の1か月間の行政財産目的外使用に係る使用料の算定において、算定した額が「年額」であるにもかかわらず「月額」であると誤認し、算定を誤り、使用料を過大に徴収していた。

行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

1 平成18年度分

誤徴収額 62,226円

正徴収額 5,185円

過大徴収額 57,041円

還付加算金 3,500円

2 平成19年度分

誤徴収額 12,445円

正徴収額 1,037円

過大徴収額 11,408円

還付加算金 0円

3 使用者に対する還付金及び還付加算金の総額

71,949円

(平成20年5月16日に還付及び支払済み。)